



桑折町 歴史的風致維持向上計画 [概要版]

平成28年3月



【歴史的風致とは？】

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）第1条において、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の**活動**と、その活動が行われる**歴史上価値の高い建造物**及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた**良好な市街地環境**」と定義されており、ソフトとしての人々の活動と、ハードとしての建造物、市街地とが合わさって成り立つ**概念**です。

はじめに

本町には、美しい半田山自然公園や日本三大鉱山の一つである半田銀山、戦国時代の分国法として名高い「塵芥集」を制定した伊達植宗の居城である桑折西山城跡、江戸時代に作られた西根堰、明治時代に建築された擬洋風建築の旧伊達郡役所など、数多くの自然や歴史的・文化的な財産が存在しています。

これまで、本町の良好な歴史的資源を活かし、町並みや古い店蔵等を活用した空き店舗対策事業（桑折御蔵やまゆたま）、小径整備事業、羽州街道サミットなどの街道をテーマとしたイベント・シンポジウムの開催、地域学の入門書「桑折学のすすめ～郷土愛を育むために」の編集など、町民とともにさまざまな事業を行い、地域の活性化に努めてきました。

しかし、社会的環境や生活様式の変化、人口減少、少子高齢化などにより民俗芸能・伝統文化の継承に支障が出るのが予想され、また、空き家・空き店舗の増加によって良好な町並みを保つのが困難になりつつあり、これらは東日本大震災によって、加速度を増しています。

発災から4年が経過し、ようやく「復興こおり創造プラン」の進展によって復旧・復興が実感できるに至ってきました。今後、歴史的資源を活かしたまちづくりを再開するにあたり、先人から受け継いだ本町の「良さ」「らしさ」を再認識し、次世代へ継承していけるよう、歴史的風致維持向上計画の策定を進め、必要な施策を展開していきます。

概要版の構成

第1章 歴史的風致形成の背景(P1-5)

本町の歴史的風致を理解するうえで必要な、本町の自然的・社会的環境や歴史、文化財といった歴史的風致が形成されてきた背景を説明します。

第2章 桑折町の維持・向上すべき歴史的風致(P6-11)

本町の歴史的風致（歴史的価値のある建造物において住民による活動が継続し、良好な市街地環境を形成しているさま（桑折町らしさ、情緒、風情といったもの））を説明します。

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針(P12-13)

歴史的風致の維持向上を図るための課題と方針を示します。

第4章 重点区域の位置及び区域(P14-15)

歴史まちづくりを重点的に進める区域を示します。

第5章 文化財の保存・活用に関する事項(P16)

文化財に対する保存、活用の方策を示します。

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(P17-19)

文化財やその周辺で展開する各種まちづくり事業を示します。

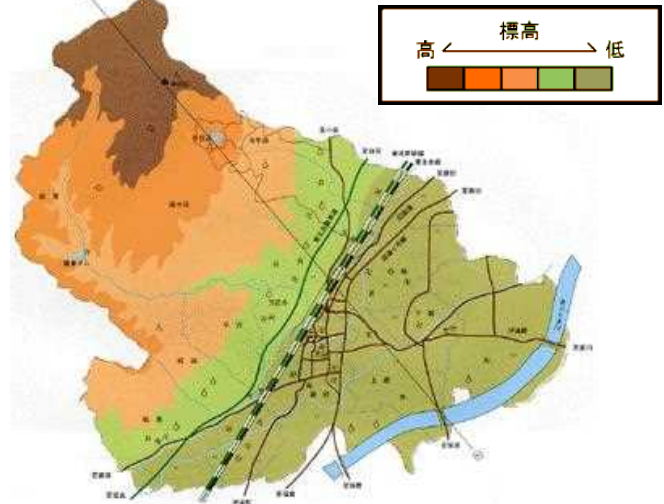
第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項(P20)

歴史的風致の維持向上に資する建造物の指定、管理に関する考え方を示します。

第1章 歴史的風致形成の背景

1. 自然的環境

桑折町は、福島市から北へ約12km、宮城県境付近に位置している。町の面積は4,297㎡である。地形は、半田山(標高863.1m)を最高点とし、ここから流れ出す河川により、大規模な扇状地が形成されている。扇状地縁辺部は、比高20mほどの河岸段丘崖を形成する。段丘下は阿武隈川流域氾濫原で、自然堤防と旧河道の痕跡が明瞭に残されている。



■図 桑折町の位置図(左)と地形図(右)

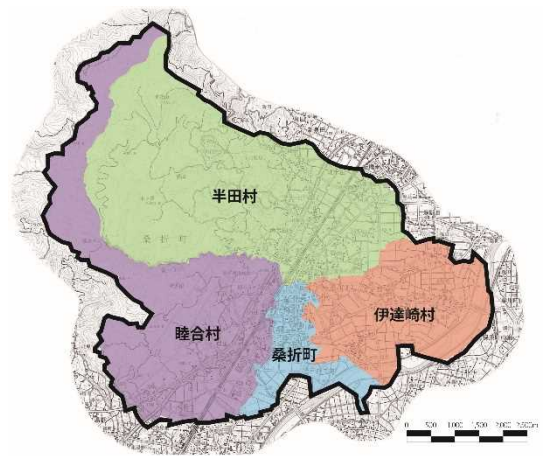
2. 社会的環境

現桑折町は、桑折町(旧)、睦合村、伊達崎村、半田村が昭和30年(1955)1月1日に合併し、誕生した。人口は12,853人(平成22年(2010)10月1日現在)である。

桑折町には、かつては奥州街道・羽州街道が通じ、阿武隈川の舟運の河岸が置かれ、現在は一般国道4号・東北縦貫自動車道・JR東北本線及び東北新幹線が縦貫しており、昔から交通の要衝であった。

農業は水稻栽培や果樹栽培がさかんであり、特にモモは天皇家・宮家に献上しており、特産品となっている。工業地域として町の南部に桑折工業団地が造成され、30余の事業所が立地している。商業は町の中心部の奥州街道沿いに商店街があり、年間商品販売額は平成11年(1999)以降、横ばいの状況であるが、商店数やその従業員数は減少傾向にある。

町内の観光拠点として、半田山自然公園や桑折町民研修センターうぶかの郷などが挙げられるが、平成23年(2011)3月11日の東日本大震災以降、観光客数は完全には回復していない。



■図 合併前の旧町村



■ゲンジボタルと「うぶかの郷」



■献上桃選果式



■桑折工業団地(赤線の範囲)

3. 歴史的環境

① 古代までの桑折と「桑折」地名の成立

桑折町最古の遺跡は約2万5千年前の中期旧石器時代から後期旧石器時代にかけての平林遺跡・古矢館遺跡である。古墳時代に塚野目4号墳（錦木塚古墳 町史跡）が造営され、その後、律令制が導入されると、当地方は、信夫郡伊達郷に編成され、信夫郡から伊達郡が分立すると、桑折町付近にはその郡衙が置かれたと考えられる。「桑折」の由来は、「郡（こほり）」がもとになったと考えられている。



■平林遺跡出土品（石器）

② 伊達氏の入部と発展

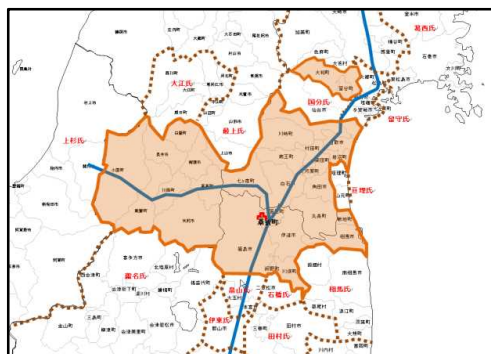
文治5年(1189)鎌倉の源頼朝が奥州藤原氏を攻め、その時の功績により、常陸入道念西(朝宗)が伊達郡に入部し、伊達氏を称したといわれる。伊達朝宗の墓所周辺の下万正寺遺跡からは、源頼朝が鎌倉に建立した寺と同じ文様の瓦が出土しており、伊達朝宗自身が鎌倉幕府の御家人として寺院の造営を行っていた可能性が極めて高い。



■下万正寺遺跡から出土した瓦

伊達氏は入部後、伊達五山と呼ばれる5つの臨済宗寺院や神社を建立したとされる。そのうち、観音寺、諏訪神社や菅原神社(つつじヶ岡遺跡 町史跡)が当地に残されている。

南北朝時代から室町時代、伊達氏は次第に実力を蓄え、大永2年(1522)14代植宗は陸奥国守護職に推薦された。天文元年(1532)頃、植宗は西山城(桑折西山城跡 国史跡)を築き、家法「塵芥集」を作成するなど、守護として領国体制を固めようとした。しかし、天文11年(1542)、政策面での対立から嫡子晴宗と対立し、「天文の乱」という内乱に発展する。西山城は争奪の対象となり、最終的には晴宗有利のなかで和睦となった。天文17年(1548)西山城は壊され、家督を継いだ晴宗は、戦乱時に拠点とした米沢に本拠を移した。晴宗の孫が南奥州に覇を唱え、後に仙台62万石の大大名となる伊達政宗である。



■図 西山城居城時の伊達氏の領土

③ 幕藩体制下の桑折～産業・交通の発展～

伊達氏が去った後、桑折町域は蒲生氏、次いで上杉氏の支配下に置かれた。上杉景勝が慶長5年(1600)の関ヶ原合戦に敗れ、会津130万石から米沢30万石に減封されたため、新田開発が奨励された。当地方では、桑折村の佐藤新右衛門と古河善兵衛の尽力により、元和4年(1618)から寛永10年(1633)にかけて、摺上川から取水した西根堰(土木学会選奨土木遺産)が上下2本開発される。また、養蚕業が奨励され、水稻栽培に不適な阿武隈川氾濫原を中心に桑の栽培が行われ、鉱山開発では、半田銀山の本格的な開発が進められた。



■現在の西根上堰(役場付近)

寛文4年(1664)の上杉氏の減封後、桑折町域は幕府領や福島藩、桑折藩等の支配下に置かれ、江戸時代後期以降は村毎に支配者が違う、「入り組み支配」の状況となった。そのうち、桑折村には幕府の代官陣屋が置かれ、奥州街道の桑折宿として物資の集散地となり、地域の政治・経済の中心的な位置を占めた。

半田銀山は、幕府直轄鉱山として幕末まで経営され、佐渡、生野とともに「日本三大鉱山」に数えられた。

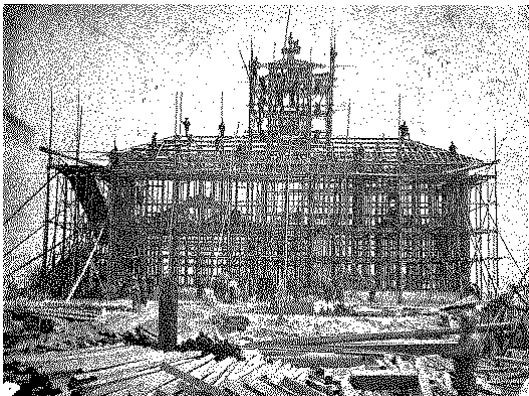
17世紀中期以降、蚕の品種改良が進められた結果、安永2年(1773)幕府から「奥州蚕種本場」銘を許されるほどに品質が向上し、蚕種の一大産地となった。



■半田銀山絵図

④ 明治維新後の桑折と旧伊達郡役所の建造

戊辰戦争を経て、明治維新を迎え、明治4年(1871)以降、幕府領や藩領は再編、統合され、福島県へと編成されていった。明治12年(1879)7月に郡区町村編制法が公布され、明治16年(1883)桑折町の熱心な誘致活動の末、伊達郡役所(旧伊達郡役所 国重文)が保原から移転してくる。半田銀山は鹿児島藩出身の五代友厚により、近代鉱山として生まれ変わった。明治22年(1889)に市町村制が施行されると、現桑折町域にあった12ヶ村は合併して、桑折町と半田村、伊達崎村、睦合村の1町3村に再編された。



■建造中の伊達郡役所



■半田銀山の本坑坑口

⑤ 郡制の廃止と戦前・戦後の桑折町

郡制の廃止により郡役所が大正12年(1923)に廃され、半田銀山は資源の枯渇により、昭和25年(1950)には事実上の閉山となった。養蚕業も海外の安い生糸に押され衰退へと向かい、昭和30年代(1955)には桑畑は果樹畑に転換が進められ、特にモモ、リンゴは当町の主力農産品となっていった。リンゴの品種「王林」は本町が原産地であり、伊達崎地区の大槻只之助氏が『ゴールデンデリシャス』と『印度』を掛け合わせて作り出した。

戦後の昭和30年(1955)に、昭和の大合併で新桑折町が誕生する。平成10年(1998)代からの「平成の大合併」では、桑折町は単独立町で進むこととなり、平成27年(2015)1月1日に合併60周年を迎えることとなった。

⑥ 交通の要衝・桑折

現桑折町市街地は、西山城築城の際に、字本町付近に立てられた町場を、江戸時代初期に「桑折宿」として整備されたのがはじまりと考えられている。江戸時代、幕府の代官陣屋が置かれ、周辺の年貢米を貯蔵した蔵場があり、阿武隈川の舟運によって江戸へ輸送された。桑折宿は、奥州街道から羽州街道が分岐する交通の要衝であり、定期市が立てられ、米や蚕種、銀など物資の集散地として栄えた。

阿武隈川舟運は、寛文年間(1661~73)、上杉氏滅封後に開発され、桑折町域には、桑折河岸・上郡河岸・伊達崎河岸が置かれた。上郡河岸には、羽州街道を經由して、幕府領出羽国屋代郷(山形県高島町)の年貢米の中継地となる主要な河岸であった。

明治維新後も、交通の要衝であるという地位は変わらず、街道に面した短冊状町割りが継続された。明治16年(1883)に伊達郡役所が建造された他、警察署、連合戸長役場、桑折学校が擬洋風建築で建造された。明治20年(1887)には、梁川新道、保原新道、飯坂新道が新設された。

舟運は蚕種や生糸、半田銀山の出鉱石等の運搬手段となり、一時は、蒸気船が導入されるほどであったが、明治19年(1886)に鉄道が開通すると衰退した。なお、桑折停車場(駅)は鉄道開通と同時に設置されている。

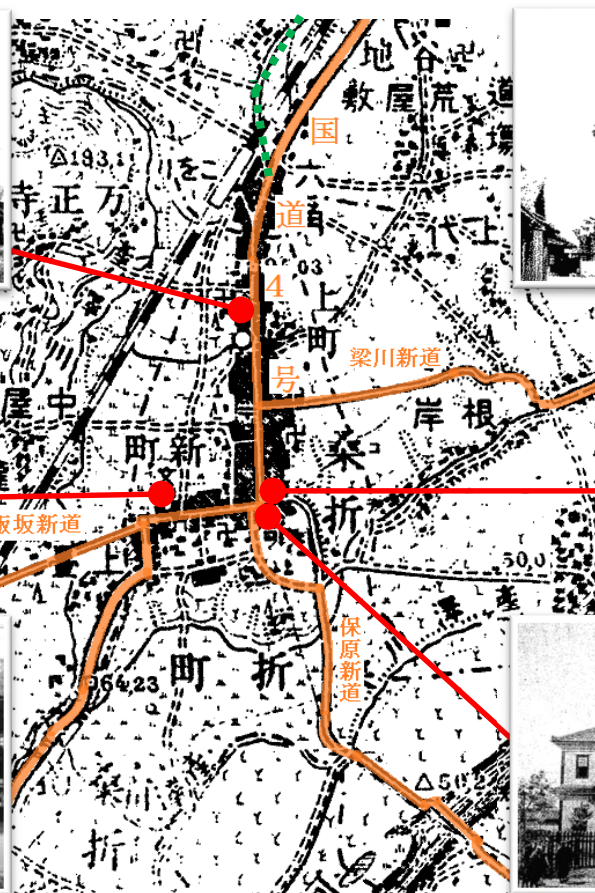
昭和30年(1955)に1町3村が合併し、新桑折町が誕生すると、役場は旧桑折町に置かれた。同33年(1958)には市街地東側に国道バイパスが敷設され、この頃から、田畑だった桑島地区、南町地区、旧半田村内の追分地区などが宅地として開発され、旧市街地の町割りを基礎としながら市街地は大きく広がった。



■「奥州桑折之図」(部分)
大分市中根忠之氏所蔵



戸長役場



警察署

桑折学校



伊達郡役所



■図 明治41年(1908)の地図(桑折町市街地)

平成23年(2011)の東日本大震災により、町内では多くの建物が全壊や半壊の被害を受け、それはこれらの土蔵にも及んだ。桑折宿に残されていた土蔵造の建物のうち、いくつかは復旧することができず、取り壊されてしまったが、現存する建造物も多く、桑折宿の風景を今に伝えている。

【町の主な文化財】

桑折町には、平成 27 年(2015)4 月 1 日現在、国指定文化財 2 件、県指定文化財 12 件、町指定文化財 25 件があり、町内各地に点在している。

◇旧伊達郡役所(国 重要文化財)



明治 16 年(1883)
建造の擬洋風建
築。

◇桑折西山城跡(国 史跡)



天文元年(1532)
頃に戦国大名伊
達氏の本拠とし
て築かれた山
城。

◇木造聖観世音菩薩坐像 (観音寺奥之院) (県 重要文化財)



平安末期の様式
で像立された。
33 年に一度開帳
の秘仏。

◇大榎遺跡出土品 (中世陶器) (県 重要文化財)



万正寺の大カヤ
の根元より出土
した骨蔵器。

◇早田伝之助宅附羽州街道(町 史跡)



幕末に半田銀山
経営や街道整備
工事に尽力した
豪農の住宅。

◇蓬田半左衛門の墓所(町 史跡)



伊達崎村の寛延
一揆の指導者の
ひとりの墓所。

◇伊達朝宗の墓所(未指定)



伊達氏初代の墓
所。周辺の下万
正寺遺跡からは
鎌倉最初期の瓦
が出土している。

◇奥州・羽州街道の追分(未指定)



奥羽地方の二大
街道の分岐点。
道標などを復
し、往時の状況
を再現。

第2章 桑折町の維持・向上すべき歴史的風致

桑折町には、桑折西山城跡や西根堰、旧伊達郡役所、奥州・羽州街道の分岐する桑折宿など、官民一体となって守り継いできた歴史的文化遺産が数多く残っている。

一方、歴史的風致とは、歴史まちづくり法第1条において「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。

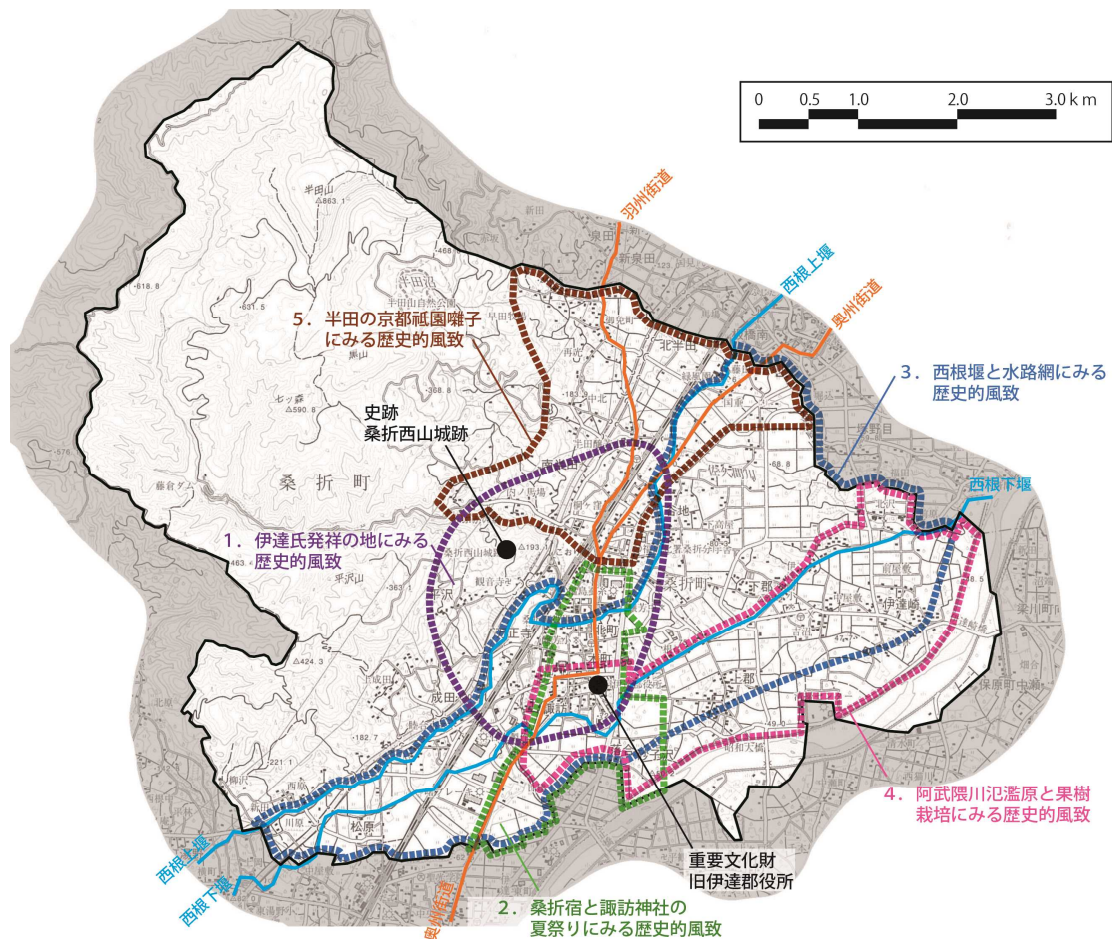
つまり、下記の3つの条件をすべて満たすものが歴史的風致になり得ることとなる。

- ① 桑折町固有の歴史や伝統を反映した活動が、現在も行われていること
- ② ①の活動が歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地で行われていること
- ③ ①の活動と②の建造物が一体となって良好な市街地の環境を形成していること



■図 「歴史的風致」の概念図

こうした条件を考慮し、桑折町における歴史的風致として次頁以降の5つを選定した。



1. 伊達氏発祥の地にみる歴史的風致

桑折町大字万正寺周辺には、戦国時代の伊達氏居城の桑折西山城跡、伊達氏初代朝宗の墓所、伊達五山の一つの観音寺など、伊達氏ゆかりの遺跡が多数残され、地域の住民は伊達氏発祥の地であるという意識を育み、遺跡の愛護や伝承活動が行われてきた。

江戸時代、仙台藩主伊達氏が家史編纂事業のため桑折周辺の遺跡を調査し、以後参勤交代する際、朝宗の墓所を参詣したり、新しい五輪塔の墓を建立したりするなどした。そのため、地元の人々も、ここが伊達氏のルーツの地であるということを再認識し、観音寺が半田銀山の山師らにより再興され、「桑折」の地名が伊達氏居城の守護神諏訪神社の神託によるという言い伝えが残されるなど、遺跡や古くからある寺社が伊達氏とのつながりで語られるようになった。

明治維新後、今度は地元で結成された「仙台郷友会桑折支部」や「高館城保存会」により、墓所の代参や、遺跡の保護や伝承が行なわれた。これらの活動は戦後、文化財保存会に引き継がれ、荒廃していた桑折西山城跡への「高館城址碑」の建立や、伊達朝宗墓所の整備、伊達氏関連遺跡を巡るモデルコースの作成などの、伊達氏関連遺跡に対する調査・研究と愛護活動が行われた。

また、教育面でも伊達氏関連遺跡へ遠足や社会科見学などで訪問したり、また、副読本や文化財保存会の案内で実際に遺跡を巡ったりするなどの学習活動が行われてきた。

このように、桑折町民が「伊達氏の発祥の地は桑折」という誇りを持ち、伊達氏関連の遺跡を守り、未来に伝えていく活動が今も受け継がれている。



■桑折西山城跡

土塁や空堀が残る戦国時代の山城。本丸に高館城址碑がある。城主伊達植宗^{たねむね}はここで「塵芥集」を制定した。



■観音寺観音堂

鎌倉時代に創建された、伊達五山で唯一地元に残された。江戸時代に半田銀山の山師らによって再興され、坂町の観音様として地域住民の信仰を集めている。



■万正寺の大カヤ

日本最大級のカヤの巨樹で、根本が土塁状に盛り上がり、中世陶器が骨蔵器として出土した。伊達氏ゆかりの木であり、墓所であったとも伝わる。



■伊達朝宗の墓所で行われた没後 800 年墓前祭

桑折町文化財保存会が中心となって平成 10 年(1998)に開催された。右端の墓所は文政 4 年(1821)仙台藩によって建立された。

2. 桑折宿と諏訪神社の夏祭りにもみる歴史的風致

桑折町の中心市街地は、江戸時代の奥州街道の宿場町が母体となっているが、そこでは現在も、地域住民が大切に守り続けてきた諏訪神社の祭りが毎年行われている。

諏訪神社には、伊達氏入部時に居城の守護神として勧請されたとの社伝があり、現社殿は大正13年(1924)に完成したものである。例大祭は、毎年7月27、28日に行われてきた。その1ヶ月前から準備が始められ、山車の飾りつけや演奏する祇園囃子の練習が行なわれる。

祭日初日は稚児行列が桑折宿を練り歩き、神社境内で5つある若連の太鼓奉納、例大祭式が行なわれる。2日目は旧桑折町内を神輿が渡御し、夕方になると若連が繰り出す山車と一緒に桑折宿を講中という神事を行いながら練り歩く。神輿と山車は、江戸末期から明治に建てられた、木造または蔵造の町家を渡御しながら進み、山車は町のシンボルである旧伊達郡役所前に集結し、お囃子を披露する。そして、西町通りで神輿の行く手を塞ぎ、お宮入を阻止しようとする。お囃子と掛け声が響く中、神輿と山車が衝突し、独特の熱気に包まれる。

このように、諏訪神社の例大祭は、近隣の在郷町として古くから発展し、中心市街地であった奥州街道桑折宿の古くからの町割りと町家、旧伊達郡役所などの歴史的建造物と一体となって行われている。各地区を神輿が渡御し、各若連が競いながら山車を巡行させる祭礼は、桑折の住民の誇りとして伝えられている。



■諏訪神社例大祭の稚児行列

桑折宿に残る木造店舗旧安達屋(明治建造)前の奥州街道を進む。



■旧伊達郡役所前に集結した山車

旧伊達郡役所は奥州街道の本町通りの突き当りに建てられている。



■諏訪神社で奉納される祇園囃子

囃子や山車の組み立て方は、5つの若連で代々伝えられている。奉納される祇園囃子では、各若連が守ってきた演奏の妙技が披露される。



■若連事務所での神事

北桑若連の事務所は、桑折宿北町の町家(石田屋)に構えられる。明治40年(1907)前後に建造された土蔵造の旧蚕種商家。

3. 西根堰と水路網にみる歴史的風致

桑折町周辺に発達する扇状地は、水利に関しては不便であった。そのため、江戸時代初頭、米沢藩主上杉氏のもと、桑折村の郡役であった佐藤新右衛門しんえもんや福島代官古河善兵衛ぜんべえらが西根上堰・下堰を造営し、台地上の新田開発を行った。「しがらみ」と呼ばれるダムのような構造物や、極めて緩い水路勾配などの特徴的な構造により、より広い地域を灌漑かんがいすることに成功した。これら江戸初期の高度な土木技術により、平成22年に土木学会選奨土木遺産に選ばれている。西根堰は、沿岸受益各村によって管理され、現在でも伊達西根堰土地改良区に引き継がれ、1,396ヘクタールの田畑を灌漑している。

これら地域の農業を支える西根堰について、桑折町の小・中学校では、社会科の教材として常に取り上げられてきた。産ヶ沢川と西根上堰が交差する芝堤頭首工しばつみとうしゅこうには、町内外の多くの小学校が社会科見学で訪れている。

水利が悪かった桑折宿にとって、西根上堰から引かれた水は、生活に潤いを与える重要な役割を果たした。町場を流れる水路は民家の敷地内を横断しているため、洗い場として使われ、敷地内の畑への散水やまはちに活用され、町家や寺院の庭園の池の水源にもなっている。明治末期に造営された旧山八別荘では、水路そのものが庭園を構成する施設となっており、現在では住民の憩いの場として親しまれている。

西根堰の開通は、水掛かりの悪い「葛の松原」と呼ばれた林を美田化させた。地域の生活用水として、また、暮らしを守る防火用水として機能している西根堰は、農業用水の受益者に限らず、地域の住民の生活とは密接な関係がある。西根堰とその水路網は、桑折町民にとっては誇りであり、今も身近な存在である。



■松原付近の田を潤す西根下堰

元和4年(1618)佐藤新右衛門が中心となり、開発された。松原は、「葛の松原」という美林であったが、それ以後新田開発が進んだ。



■陣屋の杜公園(旧山八別荘)の水路

明治末期に不況対策事業として造営された事業家角田林兵衛家の別邸跡。西根上堰から分水され町内を巡ってきた水は、精密な石垣の傍らを溪流のように流れ、間もなく西根下堰に合流することになる。



■旧平沢屋の庭園

昭和10年(1935)建造の離れの池であった。西根堰からの水路から取水する。



■西根上堰芝堤頭首工を見学する小学生

芝堤頭首工では産ヶ沢川を堰き止め、西根上堰の水位に合わせることで、水量を補強している。

4. 阿武隈川氾濫原と果樹栽培にみる歴史的風致

阿武隈川は有史以前から蛇行を繰り返し、伊達崎地区を中心に氾濫原を形成している。その旧河道と氾濫原は保水力に乏しく、自然堤防によって阻まれて引水が困難であり、米作には不向きであった。そのため、地域住民は氾濫原で桑を栽培し、養蚕業を営み、桑折町地域のみならず、福島県や日本の経済を支えた。養蚕業が衰退すると、桑畑は果樹畑へと転換が進められ、特にモモの栽培は本町の主力農産物にまで発展した。

ここで農業を営む人々は、阿武隈川自然堤防上に集落を造っている。養蚕に適した風通しのよい2階建ての農家住宅が今も多く残され、「いぐね」と呼ばれる防風林に囲まれた家も多い。しかし、阿武隈川に近い集落は常に氾濫の危険にさらされていたので、地域住民が強固な堤防の構築を働きかけた結果、明治末期から昭和初期にかけて、旧河道の柳目堤防、上郡堤防の工事、そして近年における現河道への付替え工事と新堤防構築が行なわれた。

また、各集落で行われていた神社や仏堂での養蚕業繁栄祈願の風習は、地域の安全と豊作への祈りに変わりながら今に続いている。

モモの花や実は、地域のシンボルとなっており、文学に取り上げられ、祭りの山車の装飾に使われ、商標や団体名などのさまざまな固有名詞にも取り入れられているなど、広く地域に溶け込み、愛されている。

モモ畑で行われる一連の農作業は、地域の風物詩である。堤防で守られた集落をバックに、ピンクの花が咲く桃源郷の風景や赤く色づいたモモを収穫する様子は、伊達崎の原風景であり、町の誇りとなっている。



■阿武隈川堤防から
みた春のモモ畑
柳目堤防で区画された旧河道と氾濫原に花が咲いている。



■阿武隈川堤防から
みた収穫期のモモ畑
上郡の河道跡付近。
背景に「いぐね」に
囲まれた上郡集落も
見える。



■諏訪神社祭礼山車
山車はモモの枝と花を模した飾りが付けられる。花飾りは、持ち帰ると無病息災になると信じられている。



めみょうどう
■満蔵寺馬鳴堂

養蚕の守護仏を安置する。蚕種の優良品「如来堂」が開発された由緒を持つ。堂宇は寛政9年(1787)の建立。



■実った
モモの木
果実の保護のため、袋をかけ、色づけのため銀色のシートを敷く。

5. 半田の京都祇園囃子にみる歴史的風致

半田地区に伝わる京都祇園囃子は、文政2年(1819)に谷地村の笠松が京都から持ち帰ったとされ、大字北半田に伝わるせきひがしきょうと堰東京都祇園囃子(町無形文化財)が正調といわれている。北半田のましこ益子神社や南半田のはち八幡神社の祭囃子として広められ、「祇園」「八重櫻」「吾妻」「三切」「若囃子」「じょうこうじ」「うさぎうさぎ」「赤豆黒豆」の8曲が伝承されている。

しかし、京都祇園囃子は、第二次世界大戦中にいったん途絶えそうになり、戦後になっても正調を継承する者も北半田の佐藤文吉のみとなるなど、断絶の危機に陥った。そこで、昭和48年(1973)に佐藤文吉が中心となり、地区の住民と協力して会員10名で堰東京都祇園囃子保存会を設立し、保存と継承を図った。平成3年(1991)には、各地区の有志により桑折町祇園ばやし振興会が設立され、地元の半田醸芳小学校のクラブ活動や公民館活動のなかで、子供たちにも伝承が図られている。

京都祇園囃子は、八幡神社や益子神社の祭礼で、境内での奉納太鼓や地域を練り歩く山車巡行のときに演奏される。両神社とも古い歴史を持っており、荘厳な社殿の前で演奏される祇園囃子は半田地区の春と秋の例大祭時に欠かすことのできないものとなっている。

京都祇園囃子は、堰東京都祇園囃子保存会の会員等の郷土芸能を残していきたいという強い意志と、それを郷土の財産として継承しようという若者の熱意により絶えることなく伝承されてきた。益子神社や八幡神社の古い社殿や、羽州街道の追分、桑折駅などを背景に時には快活に、時にはしつとりと演奏される風景は、半田地区の春と秋の風物詩となっている。



■京都祇園囃子の公演

半田醸芳小学校児童が中心となり、桑折町中央公民館での公演



■八幡神社祭礼の山車での祇園囃子演奏

神輿と山車の渡御で追分地区の桑折駅舎前で祇園囃子を演奏する。



■八幡神社境内での演奏

八幡神社は平安時代の創建で、八幡に本社が、やわた内城に奥の院がある。本社社殿は昭和6年(1931)の再建。



■益子神社秋祭りで奉納される京都祇園囃子

益子神社は延暦10年(791)蝦夷の頭領あかす赤頭太郎を祀ったとされ、町内の神社では最古の歴史を持つ。

第3章 歴史的風致維持向上に関する方針

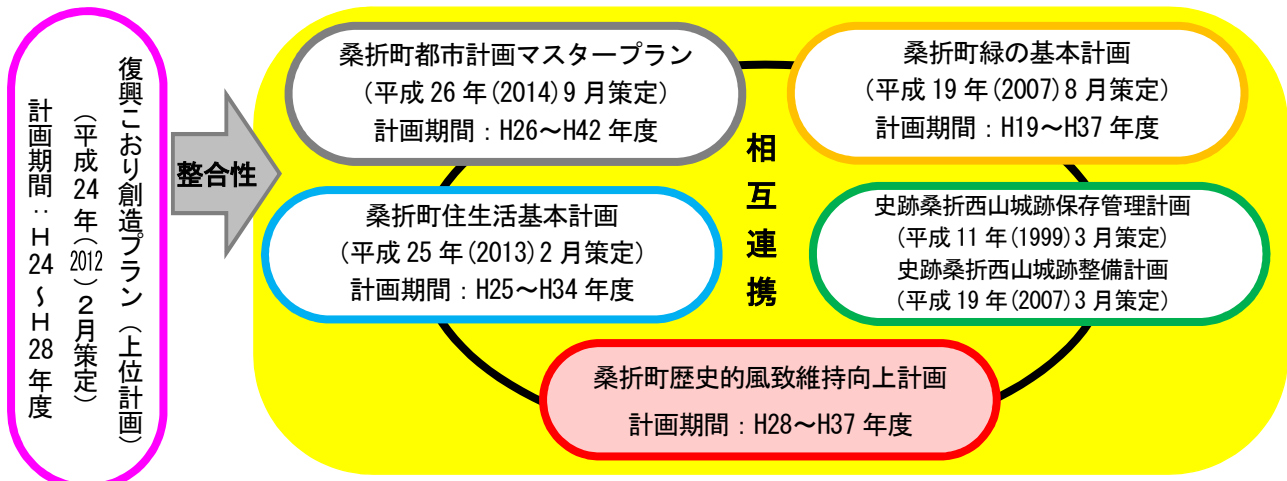
1. 歴史的風致の維持・向上に関する課題

- ① 桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する課題
 - ・桑折西山城跡の本体及びアクセス道、駐車場が整備されておらず、また、城跡のガイダンス施設がないことから、愛好家以外の来訪者が気軽に訪れることが困難である。
 - ・各伊達氏関連遺跡への周遊性が乏しく、また、周辺環境の整備が不足している。
- ② 良好な町並みの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する課題
 - ・周辺景観にそぐわない看板や張り巡らされた電線類が良好な町並みの景観を阻害している。また、景観に関する規制・方針がないため、将来、安易な開発を招きかねない。
 - ・古い住居や店蔵などの歴史的建築物の調査が不十分で、建造物の価値が評価されていない。また、所有者による歴史的な建造物の維持管理が困難で、空き地・空き屋が急増している。
 - ・西根堰から分水して桑折宿を流れる水路網に今も残る歴史的構造物の石積の水路が、U字溝やコンクリートに置き換えられつつある。
 - ・伊達崎地区の桃源郷の景観を保護する規制がないため、景観を損ねる安易な開発を招きかねない。
- ③ 歴史的風致の認識向上に関する課題
 - ・少子高齢化、核家族化、生活様式の多様化など社会的要因や地域とのつながりが希薄になることから、歴史的風致の認識低下が懸念される。
- ④ 情報発信、周遊性の向上に関する課題
 - ・東日本大震災の風評を払しょくし、訪日外国人観光客を含めた交流人口の増を図るため、魅力ある歴史的風致や町並み、伝統文化などの積極的な情報発信が必要である。
 - ・歴史や文化財などの観光資源を巡る周遊路が設定できておらず、周遊してもらう対策も不足している。また、案内標識や説明板のデザインが統一されておらず、機能を十分に発揮できていない。
- ⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する課題
 - ・地域住民によって行われてきた伝統行事や祭礼などの継承が担い手不足等により困難になってきている。
 - ・文化財や伝統行事の保護・愛護活動を行う団体の継承が高齢化や財源不足等により困難になりつつある。

2. 上位計画と関連計画との関連性

桑折町歴史的風致維持向上計画は桑折町の上位計画である「復興こおり創造プラン」を補完する計画として位置付けされ、相互連携する関連計画には下記の図に記載する計画がある。

それぞれの計画書と相互に連携し、桑折町の歴史的風致の維持向上を図る。



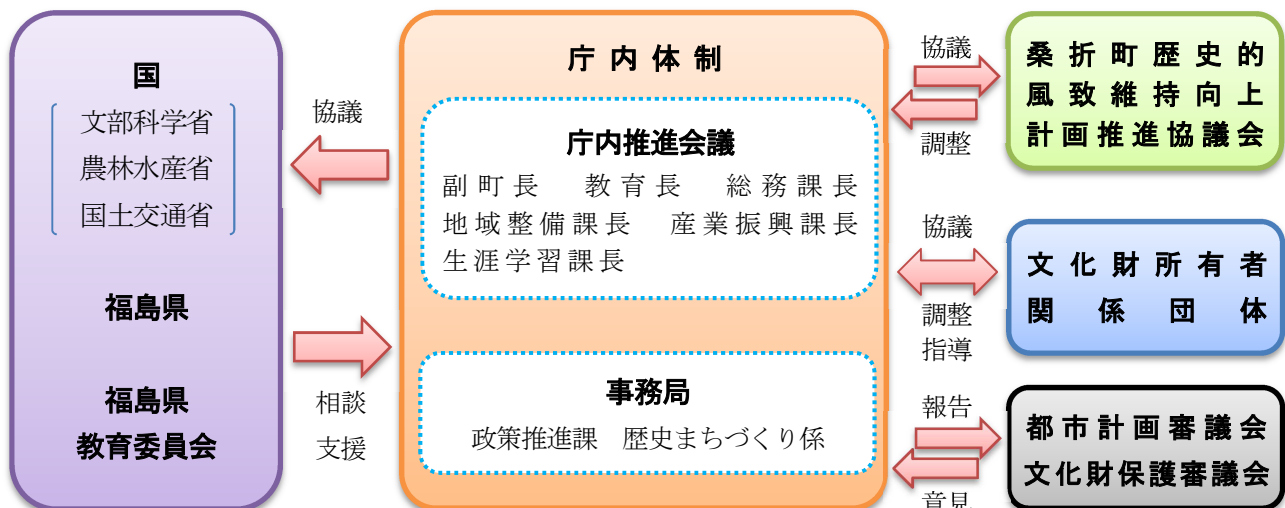
3. 歴史的風致維持向上の基本方針

- ① 桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する方針
 - ・平成 28 年(2016)度から 5 か年計画で史跡桑折西山城跡を整備する。併せて、城跡へのアクセス道や駐車場、ガイダンス施設、案内標識など史跡周辺環境を含めた総合的な整備を図る。
 - ・伊達氏関連遺跡も桑折西山城跡と連携を考慮した遺跡周辺の環境整備に努める。
- ② 良好な町並みの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する方針
 - ・官民が相互に協力しながら、規制と事業の両面から良好な町並み整備や景観保全を進める。
 - ・歴史的建造物を調査しその価値を把握するとともに、必要に応じて文化財や歴史的風致形成建造物の指定を行い、さらに空き家の活用を検討し、保存・活用に努める。
 - ・生活に溶け込んでいる西根堰とその水路網にもっと親しみをもてるような親水空間を整備する。
 - ・伊達崎地区の桃源郷の景観を守るため桑折農業振興地域整備計画と連携し、農地における景観計画の導入を検討する。
- ③ 歴史的風致の認識向上に関する方針
 - ・地域の歴史や文化を学習するための副読本を作成し小中学生に配布するとともに、講演会やシンポジウム、イベントなどを通じて歴史的風致に接する機会を提供し、認識向上を図る。
- ④ 情報発信、周遊性の向上に関する方針
 - ・町内を周遊するための起点となるガイダンス施設を整備し情報発信の拠点にする。併せて、本町の魅力を伝える歴史案内人の育成や、周遊コースの設定、パンフレットの作成を行う。
 - ・案内標識や説明板のデザインの統一化を図り、散策途中で休憩できる施設を整備するなどして町内の周遊性を高める。
- ⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する方針
 - ・地域の小さい祭礼や伝統行事も含め、活動の様子を記録するとともに地域住民に周知する。
 - ・活動の担い手の確保や育成を目的とした支援や、活動に必要な用具の整備等の支援などを行う。
 - ・文化財や伝統文化等の保護・愛護の活動を続けている団体の活動を支援する取り組みを行う。

4. 計画推進体制

本計画を推進するにあたり、計画を管理する政策推進課が事務局となり、関係各課で構成する「庁内推進会議」において連絡調整を行う。また、必要に応じて国や福島県の関係機関と協議を行う。

桑折町歴史的風致維持向上計画推進協議会（歴史まちづくり法第 11 条の協議会）において、計画推進や計画変更、円滑な事業の実施に向けた協議を行い、事業を推進する。



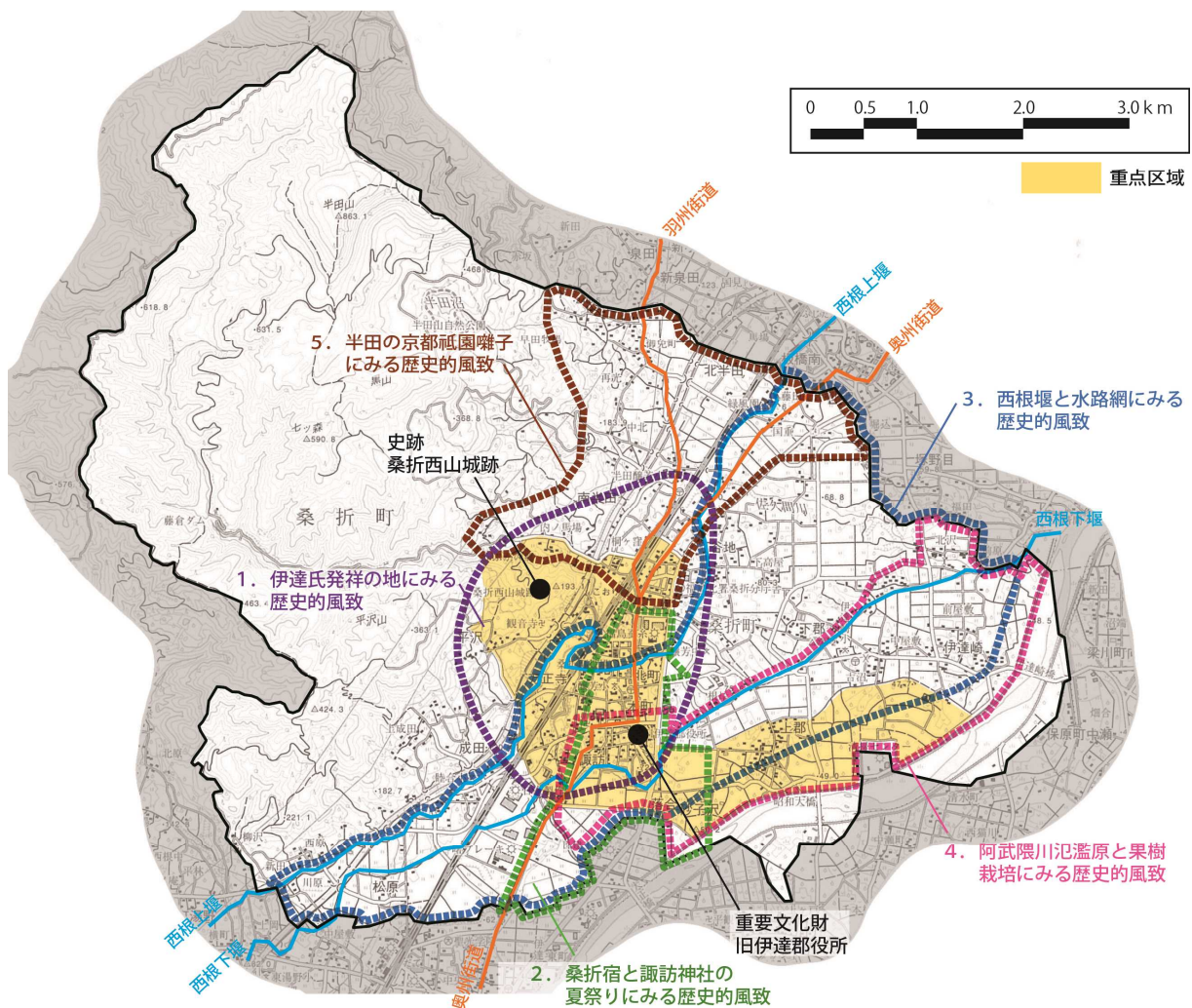
第4章 重点区域の位置及び範囲

1. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心とし、歴史上価値の高い建造物が集まり、桑折町固有の歴史及び伝統を反映した活動が現在も行われ、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している区域に設定する。また、本計画において、重点区域内で重点的に事業を行うことによって歴史的風致の維持及び向上が効果的に図られる範囲とする。

歴史的建造物が集中する中心市街地を中心として、「伊達氏発祥の地にみる歴史的風致」と「桑折宿と諏訪神社の夏祭りにみる歴史的風致」、「西根堰と水路網にみる歴史的風致」、「阿武隈川氾濫原の果樹栽培にみる歴史的風致」の4つの風致の重なりを踏まえた範囲に重点区域を設定し、歴史的風致の維持向上を図る各種施策を展開していく。

また、計画期間中の取り組みを行うなかで、必要に応じて重点区域の見直しを行う。



2. 重点区域の位置と範囲（区域の名称：桑折歴史的風致維持向上地区 区域の面積：566ヘクタール）

重点区域は、核となる文化財として、重要文化財である旧伊達郡役所や、史跡に指定されている桑折西山城跡を包含し、歴史的風致が集中する本町中心部にある宿場町であった桑折宿の町並み、桑折宿外周部にある町民有志によって守り継がれてきた伊達氏関連遺跡、また、阿武隈川氾濫原を活用した果樹畑と周辺の風景が一体となって特徴的な環境（桃源郷）を形成している阿武隈川北・西岸部に設定する。

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上による効果

重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の良好な環境・景観形成に一体的、かつ、重点的に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、町外からの歴史的風致への評価が高まり、観光を中核とした交流人口の増加が期待される。

また、歴史的風致の維持向上により町民が、本町固有の歴史や伝統に対する理解を一層深めることで、町民の意識が向上し、ふるさと桑折町に対する誇りや愛着が育まれるとともに、祭礼行事などへの積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことが期待される。

本重点区域において本計画の各種事業を推進することによって、郷土の誇りと観光の魅力の双方が高まるといふ相乗効果をもたらし、さらにそれらが、本町の重点区域外の歴史的風致や地域住民等のまちづくり活動にも広がり、歴史を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。

4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

① 都市計画法との連携

用途区域、都市計画マスタープランと連携し、良好な市街地と町並み景観が形成されていくよう誘導を図っていくとともに、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行い、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する。

② 景観法との連携

良好な景観を形成している県土の景観形成施策を推進するために策定された「福島県景観計画」による景観計画区域に町全域が指定されている。また、本町には、西根堰の恵みによってもたらされた美しい田園風景が広がる農村景観や、奥州街道に形成された宿場町



■半田山を背景に阿武隈川氾濫原に広がる桃源郷

としての町並みの歴史的景観など良好な景観が形成されている。特に重点区域では、桑折宿の町並みが作り出す宿場町としての景観や旧伊達郡役所を中心とした街道沿いの歴史的建造物、阿武隈川氾濫原における農業景観、それらを眼下に置く桑折西山城跡があり、歴史と伝統、豊かな自然が本町固有の景観を作り出している。これらの自然と歴史的風致が一体となった景観を維持し、後世に継承するため、景観行政団体へ移行するとともに、景観法に基づく景観計画の策定を目指す。

③ 屋外広告物に関する規制との連携

貼り紙や立看板、広告塔などの屋外広告物が無秩序に氾濫することは、風致や良好な景観を損ない、通行者等に危害を及ぼす恐れがある。本町における屋外広告物は、福島県屋外広告物条例により規制されている。福島県と連携しながら今後策定予定の桑折町景観計画により、適正な管理と歴史的風致維持向上に努めるものとする。

④ 桑折町農業振興整備計画との連携

桑折町では農業振興地域の指定を受け、桑折農業振興地域整備計画を策定している。計画の中では、農業近代化施設の整備によって農用地の持つ多面的機能の維持と高度利用を図るとともに、「モモ」を中心とした持続性のある農業の実現を目指し、「モモ」を有効に活用し地域振興を図ることとしており、農地保全の推進と本町の良好な田園風景の維持に努める。

⑤ 史跡桑折西山城跡保存管理計画・史跡桑折西山城跡整備計画との連携

保存管理計画及び整備計画で行う事業は、伊達氏発祥の地にみる歴史的風致の維持向上に寄与している。本計画では史跡指定範囲外の整備事業や他の文化財や寺社等をつなぐ周遊性向上事業などを担いながら、相互に連携し、さらなる歴史的風致の維持向上に努めていく。

第5章 文化財の保存・活用に関する事項

桑折町は「歴史と文化の町」として、町の財産である文化財を未来へと伝えるために、町の全域において文化財の保存と活用に関する取り組みを行う。特に、重点区域においては、以下の事項について取り組む。

①文化財の保存・活用に関する計画

- 文化財の適切な保存活用についての検討
- 未指定文化財のリストアップ及びデータベース化
- 未指定文化財の指定へ向けた検討

②文化財の修理・整備

- 史跡桑折西山城跡整備事業
- 重要文化財旧伊達郡役所の計画的修繕
- 指定文化財修理時の助言や補助



■旧伊達郡役所修理事業現場見学会

③文化財の保存・活用を行うための施設づくり

- 博物館的歴史展示施設設置のための検討
- 周遊拠点施設整備の検討

④文化財の周辺環境の保全に関する取り組み

- 文化財と調和した町並みを目指す景観条例制定の検討



■文化財防火デー防火訓練

⑤文化財の防災に関する取り組み

- 防火・防犯体制についての助言指導
- 文化財防火デー等での防火防災訓練と啓発活動

⑥文化財の保存活用に関する普及啓発の取り組み

- パンフレット、マップ、ホームページ、案内板、説明板などの充実
- 歴史案内人の育成
- 副読本配布など小中学生への普及啓発活動
- 各種イベントや講演会等の開催



■羽州街道を歩くイベント(半田銀山遺跡)

⑦埋蔵文化財の取扱い

- 開発計画実施の際の適切な保護措置

⑧文化財の保存・活用に関わる住民団体等への協力支援の取り組み

- 文化財に関わる団体との協力連携及び各取り組みへの支援

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

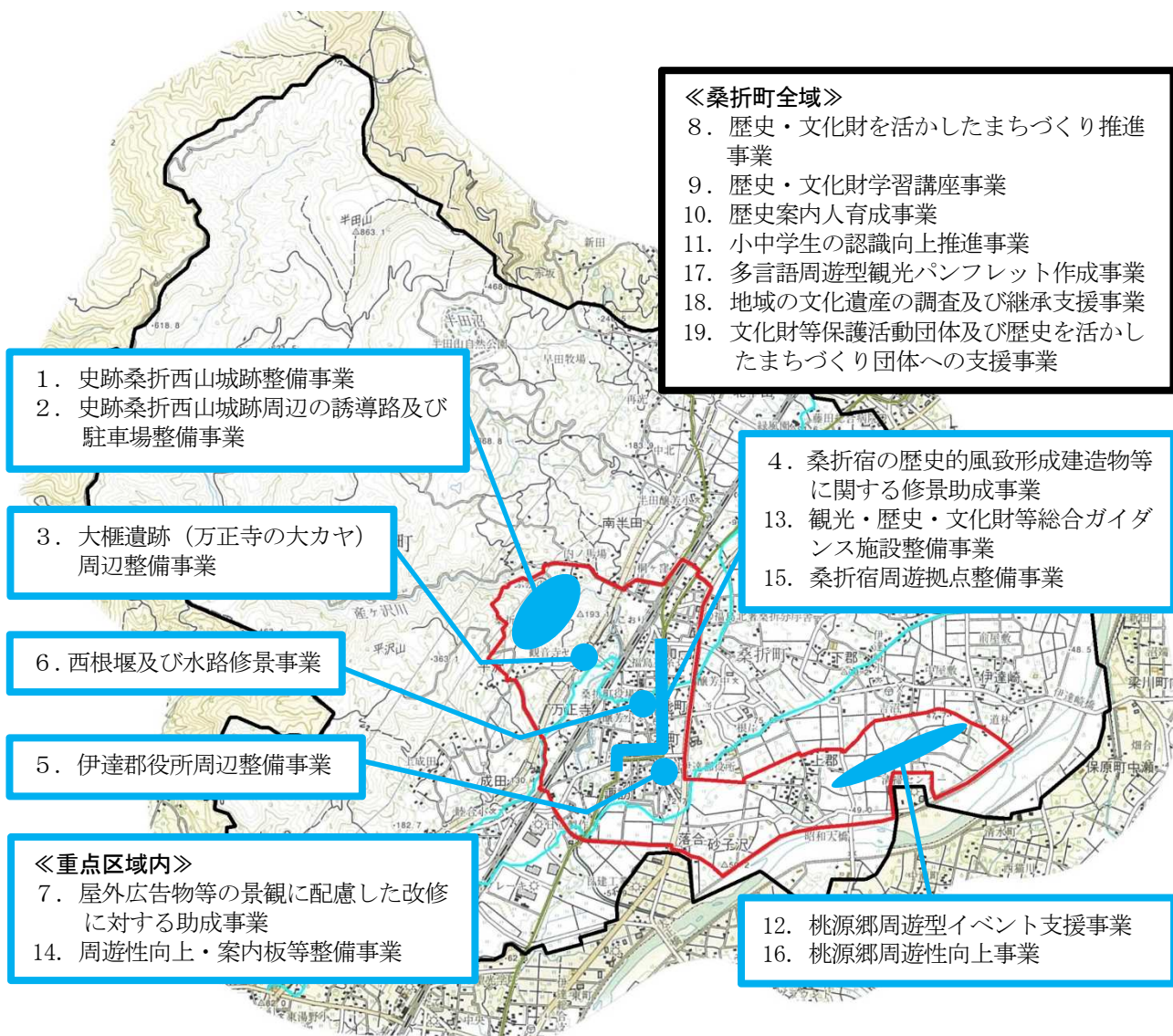
1. 歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本町における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等であり、整備と適切な管理を行うことにより桑折町固有の歴史的風致の維持向上を図るものである。その対象は、歴史的風致を構成し、かつその保全に寄与するもので、本計画の期間内(平成28年(2016)度から平成37年(2025)度までの10年間に実施されるものとする。

歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的建造物の保存・整備・活用、良好な町並みの整備・管理や周辺環境の景観保全、まちなか周遊性の向上など、歴史的風致の維持向上に寄与する整備を行う。

歴史的風致維持向上施設の維持管理については、施設の管理者や関係課、行政機関などと十分な協議・調整の上、今後も適切な維持管理に努める。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等に対して指導・助言を行うこととする。

上記の基本的な考え方に基づき、以下の事業を推進する。



2. 歴史的風致維持向上に資する事業

① 史跡桑折西山城跡等伊達氏関連遺跡の保存・整備・活用に関する事業

1. 史跡桑折西山城跡整備事業（重点区域内）

事業概要 町内外からの来訪者に戦国時代の山城を体験的に学習し、かつ、城跡からの眺望や自然を楽しみながら憩うことができる場所として、堀・土塁・大手道などの復元や遊歩道の整備、樹木の伐採、伊達氏関連遺跡の解説も含めたガイド施設設置などの整備を行う。



2. 史跡桑折西山城跡周辺の誘導路及び駐車場整備事業（重点区域内）

事業概要 史跡桑折西山城跡への道は未舗装となっており、整備が行き届いていない。史跡付近に広い駐車場が無く、アクセス道の道幅は狭いため、大型の車での来訪に対応できないことから、桑折西山城跡整備事業に合わせて町道の改修と駐車場の整備を行う。

3. 大榎遺跡(万正寺の大カヤ)周辺整備事業（重点区域内）

事業概要 史跡桑折西山城跡の整備に合わせ、伊達氏関連遺跡の一つとして、また、桑折西山城跡へのアプローチの際の休憩場所として整備する。

② 良好な町並みの整備・管理と周辺環境の景観保全・形成に関する事業

4. 桑折宿の歴史的風致形成建造物等に関する修景助成事業（重点区域内）

事業概要 桑折宿内に残っている歴史的建造物のうち、歴史的風致形成建造物について、修理・修景する際の費用の一部を助成し、定期的に一般に公開する。また、未指定の歴史的建造物についても、街道に面している部分を修景する場合の費用の一部を補助する。



5. 旧伊達郡役所周辺整備事業（重点区域内）

事業概要 旧伊達郡役所の周辺について、道路の美装化や無電柱化、旧伊達郡役所の柵やトイレの改修など良好な町並みを維持できるよう、景観に配慮した整備を行う。



6. 西根堰及び水路修景事業（重点区域内）

事業概要 西根堰や西根堰から分水する水路について、歴史的構造物が残っている部分の保存・維持を図るとともに、歴史的風致が色濃く残る場所に子供や大人が集まり楽しめる親水性のある空間として、復元・整備を行う。

7. 屋外広告物等の景観に配慮した改修に対する助成事業（重点区域内）

事業概要 重点区域内の歴史的建造物の周辺に存在する屋外広告物のうち、歴史的風致の風情を阻害する屋外広告物を周辺景観に配慮したものに改修する場合の費用の一部を補助する。



③ 歴史的風致の認識向上に関する事業

8. 歴史・文化財を活かしたまちづくり推進事業（町全域）

事業概要 歴史や文化財を活かしたまちづくりや町並みや桃源郷の風景などの景観の維持・向上に関する住民向けの講演会やシンポジウムを開催する。



9. 歴史・文化財学習講座事業（町全域）

事業概要 本町の歴史的風致への理解を深めるため、町民を対象に本町の歴史や文化財に関する学習講座を開催する。また、文化財保存会と連携しながら町内の小中学生を対象に出前講座や現地説明会等を実施する。



10. 歴史案内人育成事業（町全域）

事業概要 本町を訪問する観光客や小中学生の児童・生徒に対し、本町の歴史や伝統文化、町並み、観光スポットなど本町の魅力について語るができる人材の育成するため、歴史案内人の養成・研修を目的とした講習や現地視察などを実施する。

11. 小中学生の認識向上推進事業（町全域）

事業概要 後世への伝承者である小中学生に本町の歴史や文化遺産に関する知識を持ってもらうため、桑折町を総合的にかつ分かりやすく説明する教材を作成するとともに、文化財保存会や歴史案内人と連携し、実地説明を行うなど、子供たちが体験しながら学べるような授業を開発する。

12. 桃源郷周遊型イベント支援事業（重点区域内）

事業概要 東日本大震災以降行われてこなかった、阿武隈川氾濫原の果樹畑（桃源郷）周辺で花が咲いている時期や実が成る時期に行うイベントに対して支援を行う。



④ 情報発信、周遊性向上に関する事業

13. 観光・歴史・文化財等総合ガイド施設整備事業（重点区域内）

事業概要 桑折宿にある歴史的風致形成建造物の指定候補で使われていない空き店舗や公共施設の空きスペースを活用し、中心市街地の賑わいを創出できるような人々の交流機能を持ちながら、観光や歴史、文化財等を総合的に案内する施設を整備する。

14. 周遊性向上・案内板等整備事業（重点区域内）

事業概要 町民や来訪者が、歴史的建造物や文化財等を楽しみながら効率よく巡ることができる散策ルートを検討・設定する。併せて、今後作成する案内板等の作成基準となる統一デザインを定めるとともに、散策ルートに合わせた案内板や説明板の新設や更新を行う。

15. 桑折宿周遊拠点整備事業（重点区域内）

事業概要 来訪者が桑折宿を散策する際に休憩できる場所として、空き地を活用し街道沿いに駐車場や休憩できる施設や案内板等を整備する。

16. 桃源郷周遊性向上事業（重点区域内）

事業概要 阿武隈川氾濫原の果樹畑（桃源郷）を印象的に体験できる周遊ルートの検討や案内看板の設置、駐車場・展望スペースなどの周辺環境の整備など、阿武隈川とも一体となった桃源郷の周遊性の向上を図る事業を行う。



17. 多言語周遊型観光パンフレット作成事業（町全域）

事業概要 歴史的な町並み、文化財の分布、町の歴史などを網羅し、それらを堪能できる散策ルート等を紹介するパンフレットを作成する。なお、パンフレットは多言語も併せて作成する。



⑤ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

18. 地域の文化遺産の調査及び継承支援事業（町全域）

事業概要 町内には詳細な調査・研究がされてこなかった歴史的建造物や文化財、祭礼などの文化遺産が多く残っている。それらの総合的な把握と記録保存などの学術的な調査を行う。併せて、活動が継続できるよう、祭具の修繕や担い手育成など、調査に基づく支援を適正に行う。

19. 文化財等保護活動団体及び歴史を活かしたまちづくり団体への支援事業（町全域）

事業概要 文化財等の保存・活用に関わる団体や歴史を活かしたまちづくり団体と連携しながら、本町の歴史や文化財等の啓発を行う活動や後継者育成のための事業などの支援を行う。

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

① 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本町ではこれまで、歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、桑折町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

② 歴史的風致形成建造物の指定要件

歴史的風致形成建造物の指定にあたっては、道路等の公共の場から容易に見ることができる物件のうち、建造物の所有者及び管理者の協議の上、同意を得られたものを前提として、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

なお、国指定の重要文化財や史跡名勝天然記念物は除くものとする。

【指定対象の要件】

- ① 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財（建造物）
- ② 福島県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 桑折町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ④ 上記以外で、本町の歴史的風致の維持・向上に寄与する建造物で、町長が必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建造物の形態、意匠または技術上の創意工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的な町並みの構成要素として重要な建造物

2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

① 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法等のほか、他法令等により指定されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理し、その他の建造物は、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、歴史的風致を形成する重要な要素であることから、その歴史的風致の維持向上のため、積極的な公開または活用を図ることが望まれる。

なお、公開・活用に際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、建造物の価値を損なわない範囲で必要な防災上の措置等を行うものとする。

② 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

歴史的風致形成建造物のうち県及び町指定文化財については、福島県及び桑折町文化財保護条例に基づき、適正に維持・管理を行う。指定文化財等でない建造物は、調査等を実施し価値を明らかにするとともに、必要に応じて登録有形文化財や町指定文化財等として登録・指定するよう努めるものとする。歴史的風致を形成する建造物の維持管理は、外観の現状の維持を基本とする。

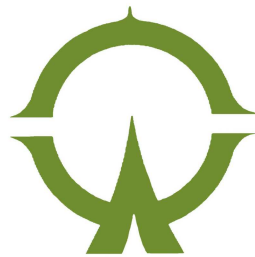
③ 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務など

歴史的風致形成建造物の所有者及び管理者は、建造物の保全に支障をきたさないよう適切に管理する義務が生じる。また、増築、改築、除却などを行う場合には、事前に町長に届出が必要である。



旧伊達郡役所の塔屋から眺める桑折宿の町並み

自然と歴史と文化のふるさと



こおり

桑折町歴史的風致維持向上計画[概要版]

認定日：平成 28 年 3 月 28 日

発行日：平成 28 年 3 月 29 日

発行：桑折町

編集：桑折町政策推進課歴史まちづくり係

連絡先：〒969-1692 伊達郡桑折町字東大隅 18 番地

TEL 024-582-2115

FAX 024-582-1028

E-mail seisaku@town.koori.fukushima.jp

※「桑折町歴史的風致維持向上計画」の詳細は、桑折町ホームページに掲載しております。

URL <http://www.town.koori.fukushima.jp/> (桑折町トップページ)



桑折町